

建設現場の遠隔臨場に関する実施要領の新旧対照表

改正後	改正前
<p>5.2 その他</p> <p>(1) 本要領に記載されていない事項について 必要に応じて受発注者の協議により運用するものとする。</p> <p>(2) 工事成績評価について <u>遠隔臨場を実施したことにより、工事が円滑に進む等、効果が認められた場合に限り、当面の間、工事成績評価における創意工夫の項目で加点するものとする。</u></p> <p><b>附 則</b> この要領は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>5.2 その他</p> <p>(1) 本要領に記載されていない事項について 必要に応じて受発注者の協議により運用するものとする。</p> <p>(2) 工事成績評価について 遠隔臨場を実施した場合<u>であっても、工事成績評価の加点は行わないものとする。</u></p>